

香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

### 香川県公安委員会規則第3号

香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則

香川県公安委員会に対する不服申立ての手續に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第29号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 審査請求に関する手續（第4条—第25条）

第3章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（物件の提出）

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規則の規定による公安委員会への書類その他の物件の提出は、香川県警察本部を経由して行うものとする。

（審理官）

第3条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、公安委員会（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、当該審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる香川県警察職員のうちから審理官を指名するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 警察本部長が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

（1） 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

- (2) 審査請求人
  - (3) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
  - (4) 審査請求人の代理人
  - (5) 前2号に掲げる者であった者
  - (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - (7) 利害関係人
- 3 警察本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。
- 4 審理官は、公安委員会が行う審理を補佐するに当たっては、香川県警察職員たる身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを公安委員会に提出して審理の状況を報告しなければならない。

## 第2章 審査請求に関する手続

(総代の互選の命令等)

- 第4条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、別記様式第1号の総代の互選命令書により行うものとする。
- 2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が公安委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、別記様式第2号の総代選任（解任）通知書により通知するものとする。
- (参加人)
- 第5条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をしたとき、又は当該許可をしないときは、利害関係人に対し、別記様式第3号の参加許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、別記様式第4号の参加要求書により行うものとする。
- 3 公安委員会は、利害関係人が新たに参加人となったとき、又は参加人が参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨

を通知するものとする。

(補正の命令)

第6条 法第23条の規定による補正の命令は、別記様式第5号の補正命令書により行うものとする。

(執行停止)

第7条 公安委員会は、法第25条第2項に規定する執行停止をしたとき、又は当該執行停止をしないときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が公安委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、執行停止（不停止）決定書によりその旨を通知するものとする。

(執行停止の取消し)

第8条 公安委員会は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、執行停止取消書によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げ)

第9条 公安委員会は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が公安委員会である場合にあつては、参加人。第24条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の審査請求の取下げがあつたときは、速やかに、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）をこれらを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第6号の還付請求書と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求)

第10条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第11条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項に規定する反論書又は同条第2項に規定する意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(口頭意見陳述の機会供与の通知)

第12条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定により申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるときは、審理関係人に対し、別記様式第7号の口頭意見陳述通知書によりその日時、場所その他必要な事項を

通知するものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
  - (2) 意見の陳述の日時及び場所
  - (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
  - (4) 意見の陳述の要旨
- (補佐人同伴の許可の通知)

第13条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をしたとき、又は当該許可をしないときは、申立人に対し、別記様式第8号の補佐人同伴許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第14条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項の相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、別記様式第9号の証拠書類等提出期限決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出要求の通知等)

第15条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てに係る書類その他の物件の提出を求めることを決定したときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該決定を行うときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の物件の提出の要求は、別記様式第10号の物件提出要求書により行うものとする。

(証拠書類等の管理等)

第16条 公安委員会は、証拠書類等の提出を受けたときは、別記様式第11号の提出物目録を作成し、その写しを当該証拠書類等を提出した者に交付するものとする。

2 公安委員会は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた証拠書類等をこれを提出した者に返還しなければならない。

3 第9条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

4 公安委員会は、証拠書類等の提出を受けたときは、これを提出した者以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述等)

第17条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てに係る陳述又は鑑定を求めることを決定したときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、別記様式第12号の参考人陳述(鑑定)要求書により行うものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証)

第18条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てに係る検証をすることを決定したときは、当該申立てをした者に対し、別記様式第13号の検証通知書によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

3 第15条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問)

第19条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てに係る他の審理関係人への質問をすることを決定したときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定により質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、別記様式第14号の質問通知書によりその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法

第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取)

第20条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により意見の聴取を行うときは、審理関係人に対し、書面によりその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第12条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取等)

第21条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、別記様式第15号の提出書類等閲覧日時等指定書により行うものとする。

(手続の併合又は分離)

第22条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、別記様式第16号の手続併合(分離)通知書によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第24条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 公安委員会は、法第51条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還)

第25条 第9条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

### 第3章 補則

#### (教示の方法)

第26条 法第82条第1項の規定による教示は、同項に規定する処分に係る書面に別記様式第17号の教示文を記載して行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立ての手続については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

総代の互選命令書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会

印

行政不服審査法

の規定により総代の互選を命ずる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



総代選任（解任）通知書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会



下記のとおり総代が されたので通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条関係）

参加許可（不許可）書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会



行政不服審査法 の規定により、 につき

年 月 日に申請のあった利害関係人としての参加を

許可する。  
下記の理由により許可しない。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

参加要求書		
	第	号
	年	月 日
殿		
	香川県公安委員会	印
行政不服審査法	の規定により、	につき利害関係人
としての参加を要求する。		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

補正命令書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会



は、下記の理由により不適法であるから、行政不服審査法  
の規定により、 年 月 日までに補正することを命ずる。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第9条、第16条、第25条関係）

還付請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

㊟

下記の日録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名

㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

口頭意見陳述通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会



につき 年 月 日に申立てのあった口頭による意見陳述については、行政不服審査法の規定により、下記のとおり行うので通知する。

記

1 実施の日時

年 月 日 から

2 場所

3 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

補佐人同伴許可（不許可）書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会

印

行政不服審査法 の規定により、

につき 年 月 日に申請のあった補佐人の同伴を 下記の者につき許可  
下記の理由により許

する。

可しない。

記

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

証拠書類等提出期限決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会



行政不服審査法 の規定により、  
に関する を提出しようとするときは、 年 月 日まで  
にこれを提出されたい。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



物件提出要求書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会

印

の審理のために必要があるので、行政不服審査法 の規定により、  
下記のとおり物件の提出を求める。

記

1 提出を求める物件の名称及び数量

2 提出期限

3 提出先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

提出物目録

年 月 日

殿

香川県公安委員会



行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領  
した。

記

事案の件名			
提出者	氏名		
	住所		
提出を受けた 年 月 日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名



(注意事項)

提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

参考人陳述（鑑定）要求書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会



の審理のために必要があるので、行政不服審査法 の規定に

より、下記のとおり を求める。

記

1 陳述又は鑑定をするべき事項

2 日時

年 月 日 から

3 場所

4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

検証通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり検証を行うので通知する。

記

1 審査請求の件名

2 検証を行う日時

年 月 日 から

3 検証を行う場所

4 検証事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

質問通知書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会



行政不服審査法 の規定により、下記のとおり質問をするので出頭されたい。

記

1 審査請求の件名

2 質問の日時

年 月 日 から

3 質問の場所

4 質問する事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第21条関係）

提出書類等閲覧日時等指定書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会



につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法の規定により、下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

年 月 日 から まで

2 閲覧の場所

(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

手続併合（分離）通知書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会



行政不服審査法

の規定により、下記のとおり したので通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第17号（第26条関係）

教 示 文

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、香川県公安委員会に対し、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。